

木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します

市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修・耐震シエルトなどの設置工事に要した費用の一部を助成しています。

■耐震診断助成制度
 対象者 左記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない方(所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者)
 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延床面積の2分の1以上を居住用としている住宅
 助成額 診断費用(税抜き)

■耐震改修助成制度
 対象者 左記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない方(所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者)
 助成対象住宅が借地の場合は、所有者に当該工事の承諾が得られる方)
 助成額 耐震改修工事Ⅱ工事費用の3分の1以内で上限30万円、耐震シエルト等設置工事Ⅱ工事費用の10分の9以内で上限30万円(いずれも税抜き)
 ※希望する方は事前に左記へ相談してください。(助成は対象住宅に対して1回限り) 問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎497・2093

東京都シルバーパス新規手続きのご案内

東京都シルバーパスは、満70歳以上の都民の方を対象として、都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)及び都内の民営バスに乗りこすことのできるパスです。一般社団法人東京バス協会が発行しています。有効期限は発効日から翌年9月30日までです。

シルバーパスの新規発行を希望される方は、満70歳を迎える月の初日から申込みができます。下表にある必要書類などをそろえ、最寄りのシルバーパス取り扱いバス案内所などでお申し込みください。※市役所窓口では東京都シルバーパスの発行・更新などの手続きは行っておりません。詳しくは左記へ。

問合せ 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950

対象区分	必要書類・費用
平成28年度の住民税が「課税」の方	必要書類 ①住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書(保険証、運転免許証など) 費用 20,510円
平成28年度の住民税が「非課税」の方	必要書類 ①住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書(保険証、運転免許証など) ②「平成28年度介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分欄に1~5の記載があるもの・平成28年度住民税非課税証明書・生活保護受給証明書のいずれか1点 費用 1,000円

参加者募集

TOKYOウオーク2016 第5回大会

誰でも気軽に楽しめる「TOKYOウオーク2016」に参加しませんか。先着4,500人。日付 11月26日(土) スタート・ゴール地点 西東京いこいの森公園(西東京市緑町三丁目) 参加費 事前申込み=おとな1,000円、中高生・75歳以上500円、当日申込み=おとな1,500円、中学生・75歳以上1,000円(いずれも小学生は無料) ※詳細は下記ホームページ・チラシなどへ。申込み 事前申込みは11月7日までに①TOKYOウオーク2016大会準備局ホームページ <http://www.tokyo-walk.jp/> ②電話でスポーツエントリー ☎0570・550・846 ③チラシ(生涯学習センターに設置)添付の申込み兼郵便局の支払用紙のいずれかから申込み(別途、所定の手数料が必要) 問合せ TOKYOウオーク2016大会事務局 ☎03・5256・7855、東京都オリンピック・パラリンピック準備局事業推進課 ☎03・5320・7714

コース名	内容	受け付け時間
Aコース	多摩六都科学館や東村山市、清瀬市など武蔵野台地を巡るコース	午前8時30分~9時45分
Bコース	多摩六都科学館、東久留米市を巡る水と緑のコース	午前9時30分~10時45分
Cコース	多摩六都科学館、西原自然公園を巡るコース	午前10時30分~11時30分
ガイドコース	名所旧跡など、ガイドと一緒にウォーキングするコース	午前11時~11時30分
こどもとウオークコース	子どもと一緒に楽しめるコース	

生産地見学会

今年市内の「増田牧場」を見学します。ぜひご参加ください。

対象 市内に在住・在勤・在学の方。先着20人
 日時 10月20日(木)午後1時15分まで(消費生活センター前に集合(解散は午後3時予定))
 見学場所 増田牧場・JA東京みらい清瀬
 持ち物 筆記用具・飲み物
 申込み・問合せ 10月3日午前9時から電話で消費生活センター ☎495・6211へ

肺がん検診(前期)

対象 市内に在住の40歳以上の方。先着300人
 日時 11月28日(月)・29日(火)いずれも午前9時~午後1時30分
 場所 複十字病院(松山三丁目) 費用 胸部レントゲン撮影のみ500円、胸部レントゲン撮影及び喀痰検査千円(60歳以上の方は無料。その他負担金関連制度については下記へ) ※喀痰検査は次のいずれかに当てはまる方。①喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上(現在は喫煙していない方を含む)②同居の家族に喫煙指数600以上の方がいる(受動喫煙)③最近6か月以内に血痰が出た方④は肺がんの疑いがあるため、医療機関の受診を推奨)。

申込み・問合せ 10月1日~31日までに直接窓口(土・日曜日、祝日除く)または市ホームページからの電子申請はがき(下記記入例参照)で健康推進課健康推進係 ☎497・2076へ

52円 204-8511

肺がん検診申込み

住所(フリガナ) 氏名(フリガナ) 生年月日(フリガナ) 電話番号(フリガナ) 希望する検査項目(フリガナ) 希望しない検査項目(フリガナ)

清瀬市健康福祉部健康推進課

募集 清瀬市健康増進計画 策定委員会公募委員

「第2次清瀬市健康増進計画」の策定のため、策定委員会を設置し、市民公募委員を募集します。

対象 市内に在住で20歳以上の方。定員若干名
 任期 11月~平成30年3月末
 申込み・問合せ 10月1日~15日に応募申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、直接健康推進課健康推進係 ☎497・2075へ

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さん! 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します!

事業主の皆さんは、平成29年度から徹底される特別徴収の実施に向けて、ご協力をお願いします。

◆特別徴収とは?
 事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入する制度です。
 ※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができ「納期の特例」の制度があります。

◆特別徴収のメリット
 事業主の方=所得税のように、税額の計算や年末調整をする必要がありません。
 従業員の方=個人住民税の納め忘れがありません。普通徴収の納期が原則、年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。
 ※詳しくは東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html> をご覧ください。
 問合せ 東京都主税局徴収部個人都民税対策課庶務企画班 ☎03・5388・3039へ

10月からの徴収税額と仕組みが変わります

「年金特別徴収」制度は平成21年度以降実施され、年金保険者が公的年金等に係る個人住民税(年税額)を差し引いてから年金を納入するものです。

◆10月は徴収税額の切り替え
 上半期の徴収税額により、下表1のように下半期の徴収税額が変更となる場合があります。月額額は変更しますが年間の税額は変わりません。

対象 平成28年4月1日現在65歳以上で前年中に公的年金等が支払われた方で次の①②を満たす方。①平成27年中の老齢基礎年金が年間18万円以上であり、かつ特別徴収税額を上回る②介護保険料が公的年金から特別徴収されている月ごとの計算方法が変わります

平成25年度の税制改正による

表1.10月からの切り替え税額の例

区分	上半期			下半期		
	普通徴収(納付書または口座振り込み)			特別徴収(年金から天引き)		
月	6月	8月	10月	12月	2月	2月
税額(円)	21,000	21,000	14,000	14,000	14,000	14,000

上半期は年税額の2分の1相当額を普通徴収(2回)で納付。下半期は残りの2分の1を3回に分けて年金から徴収

1-2 昨年度から特別徴収が継続となる方(平成27年度の2月の税額が4,000円、平成28年度の年税額が72,000円)

区分	仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額(円)	4,000	4,000	4,000	20,000	20,000	20,000

上半期は平成27年度2月と同じ額を、下半期は平成28年度の年税額から仮徴収された分を差し引いた額を3回に分けて、年金から徴収

※ここでの年税額は公的年金等に係る個人住民税額です。他の所得に係る個人住民税額は含みません。

表2.平成29年度以降の仮徴収額算定方法

区分	仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成28年度以前	前年度2月と同額を各月で徴収			(年税額-仮徴収額)÷3を各月で徴収		
平成29年度以降	前年度年税額×1/2÷3を各月で徴収			(年税額-仮徴収額)÷3を各月で徴収		

(開始・再開の場合は表1-1と同様です)